

第3章 船員分野

第1節 船員の現状と分析

(1) 船員の特殊性

陸上から遠く離れた海洋を航行する船舶で働く船員は、孤立性(長期間陸上から孤立)、自己完結性(医療支援、警察権が及びにくい)、危険性(海難事故や海中転落など海上という常に危険を伴う場所での就労)、職住一致(労働と生活が一致し、船内での共同生活)といった海上労働の特殊性から、陸上の労働法規をそのまま適用することは実情に即しないため、船員法、船員災害防止活動の促進に関する法律、船員職業安定法等の特別法が整備されている。

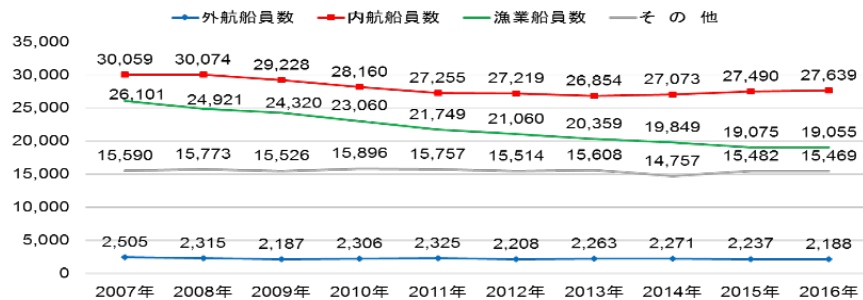
また、国際的には、海上労働の特殊性に加え、船舶の国籍、船員の国籍、船員の雇業者の国籍等が一致しないという労使関係の国際性に鑑み、国際労働機関(ILO)創設時の総会において、船員の問題は、船員事項のみを扱う特別会合で取り扱うべきとの決議が採択されるなど、国際的にも特別な取扱となっている。

(2) 船員数等の動向

我が国の船員数(外国人船員を除き、予備船員を含む)は、2016年の船員数は64,351人であり、前年に比べ、67人、率にして0.1%の増加となっている。(図表Ⅱ-3-1) 分野別船員数は、漁業を除き、ほぼ横ばいで推移している。

図表Ⅱ-3-1 我が国の船員数の推移(過去10年)

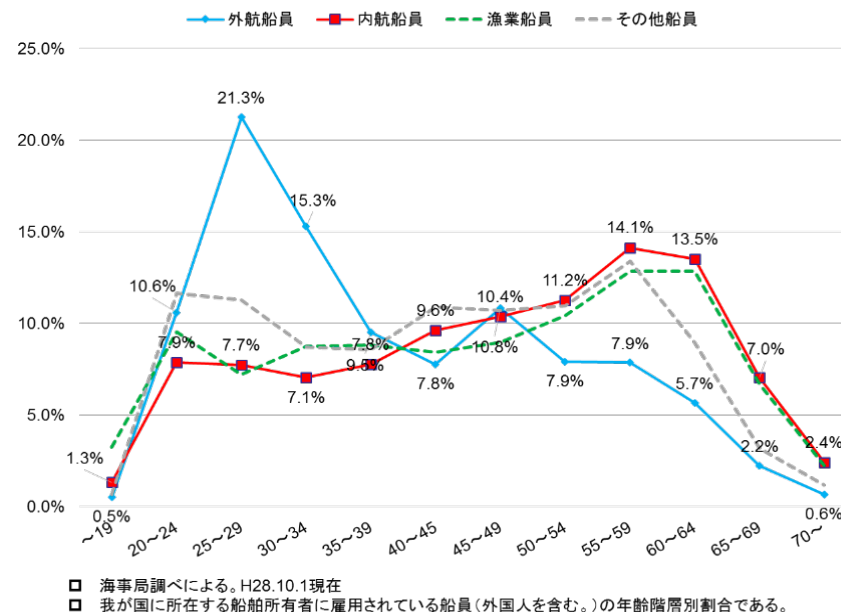
	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
外航船員数	2,505	2,315	2,187	2,306	2,325	2,208	2,263	2,271	2,237	2,188
内航船員数	30,059	30,074	29,228	28,160	27,255	27,219	26,854	27,073	27,490	27,639
漁業船員数	26,101	24,921	24,320	23,060	21,749	21,060	20,359	19,849	19,075	19,055
その他	15,590	15,773	15,526	15,896	15,757	15,514	15,608	14,757	15,482	15,469
合計	74,255	73,083	71,261	69,422	67,086	66,001	65,084	63,950	64,284	64,351



□ 海事局調べによる。各年10月1日現在
 □ 船員数は、乗組員数と予備船員数を合計したものであり、我が国の船舶所有者に雇用されている船員(外国人を除く。)である。
 □ その他は、官公警船や港内作業船等の分野に属さない船員数である。

また、分野別の年齢構成を見ると(図表Ⅱ-3-2)、外航船員は、陸上での船舶管理業務などにも従事しており、海上勤務者は若年層の割合が高い。一方、外航船員以外は、いずれも高齢船員に依存しており、70歳を超える船員が一定数存在する。特に内航船員は、55歳から65歳の割合が高い。

図表Ⅱ-3-2 我が国船員の分野別年齢構成



□ 海事局調べによる。H28.10.1現在
 □ 我が国に所在する船舶所有者に雇用されている船員(外国人を含む。)の年齢階層別割合である。

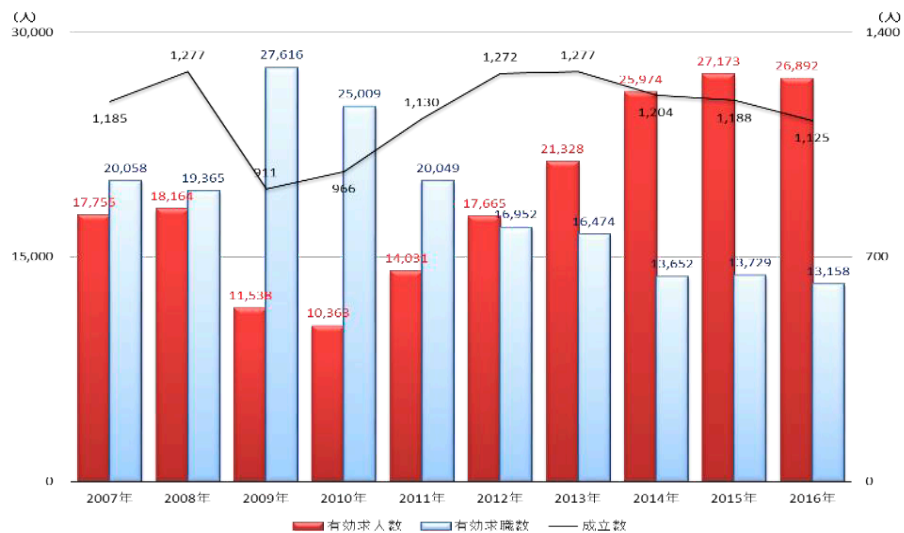
(3) 船員の雇用対策

① 船員職業紹介

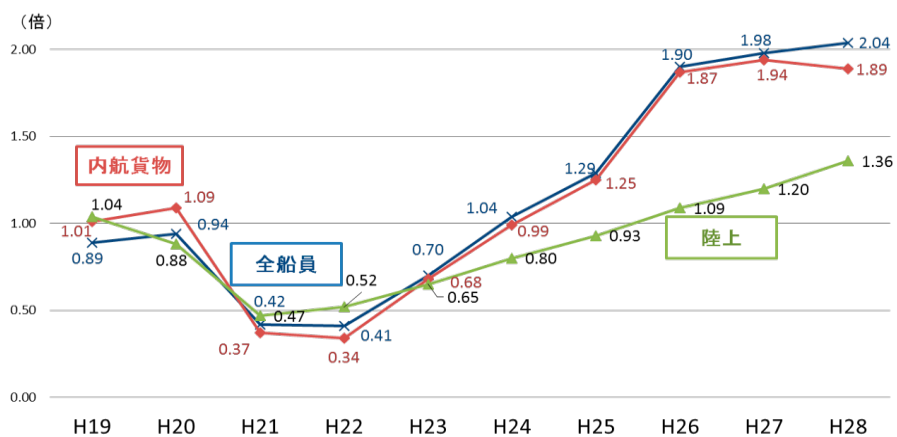
船員の職業紹介については、一般の労働者を対象とした職業安定法に基づく厚生労働省のハローワークとは別に、船員職業安定法に基づき、地方運輸局の船員職業安定窓口が行っている。

船員職業紹介状況の推移を見ると(図表Ⅱ-3-3)、有効求人数が近年増加傾向であることに對し、有効求職数は減少しており、これにより有効求人倍率の増加傾向(図表Ⅱ-3-4)が続いており、陸上に比べても高い水準で推移している。

図表Ⅱ-3-3 船員職業紹介状況の推移



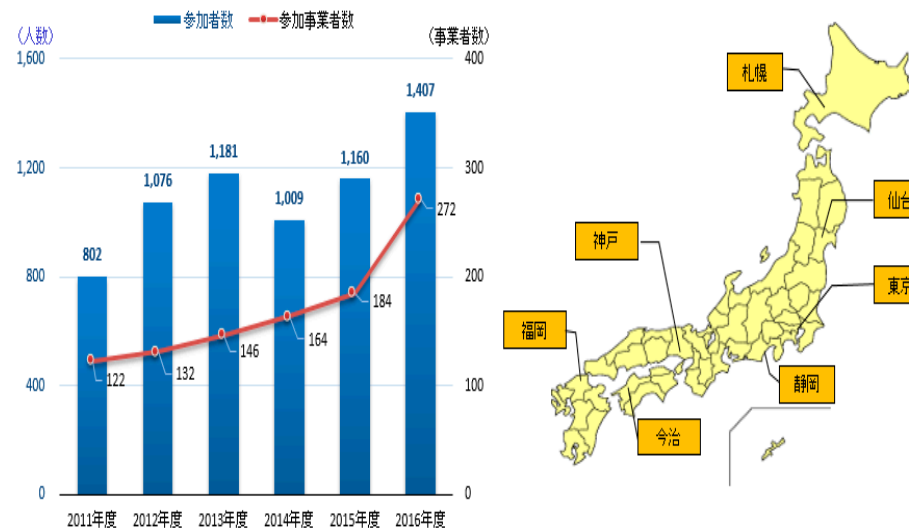
図表Ⅱ-3-4 船員の有効求人倍率の推移



地方運輸局では、窓口での職業紹介業務の他、船員を目指す学生等をターゲットとした企業説明会及び就職面接会等〔めざせ！海技者セミナー〕(図表Ⅱ-3-5)の開催や、退職海上自衛官を対象としたセミナー等を実施し、効率的かつ効果的な就職支援を行っている。

2016年度のめざせ！海技者セミナーは、札幌、仙台、東京、静岡、神戸、今治及び福岡の7箇所において開催し、計272事業者と1,407名の求職者及び学生が参加した。近年、参加した事業者・求職者ともに増加傾向にあり、そのニーズが高まっている。

図表Ⅱ-3-5 海技者セミナーの参加者数、参加事業者数、開催地



② 船員派遣事業制度

海上労働力の円滑な移動を促進するため、2005年に船員派遣事業制度を創設し、期間の定めのない常用雇用の船員のみ派遣することが可能となった。

船員派遣事業を行うためには、国土交通大臣の許可を必要とし、2017年4月1日現在、304事業者が許可を受けており、2015年度に船員派遣された船員は、延べ1,092人(対前年度比5.5%増)であった。

第2節 独立行政法人による船員の教育・育成

我が国において海上輸送は国民生活・経済に重要な役割を果たしており、船員は、我が国海運を支える人的基盤である。今後、生産労働人口の減少が見込まれる中、高度な技術者である船員の確保・育成は、海運の安定性・安全性・信頼性の確保、海技の世代間の安定的な伝承等の観点から、「海洋国家」である我が国にとって、益々その重要性が高まっている。